

件 名	カスタマーハラスメント防止対策について
受付日	令和8年8月 13 日
ご意見・ご提案 の概要	改正労働施策総合推進法が成立し、隣の愛知県では、県内の方向けにカスタマーハラスメント防止対策セミナーを開催しているが、岐阜県では開催しないのか。 是非、開催し、カスタマーハラスメントの未然防止に努めてほしい。
県の考え方	県では、岐阜労働局や関係機関などとともに「カスタマーハラスメント対策連携会議」を設置し、課題に応じた連携を進めています。こうした中、労働施策総合推進法が改正され、本年 10 月に、全ての事業主にカスタマーハラスメント対策が義務付けられることから、岐阜労働局との共催で、6月から7月に改正労働施策総合推進法等説明会を高山、土岐、岐阜及びオンラインで開催しました。 今後も国の定める指針に基づいた防止措置が確実に進むよう、啓発してまいります。
担当課	商工労働部 労働雇用課